

2022年4月1日

加盟店（EC事業者）各位



日本後払い決済サービス協会

会長 柴田 紳

関連法改正へのご対応のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当協会では、後払い決済サービス取引の安全性確保と消費者の利益保護を図る目的として、協会共通ルールである「自主ルール」を作成し2022年4月1日より発動いたします。なお、本自主ルールにつきましては、この度改正されます関連法にも対応しております。

※ 当協会の自主ルールは以下の協会ホームページからもご確認いただけます。

<https://j-bnpla.jp/formulation-of-rules/>

特に2022年6月1日から施行されます改正特定商取引法では、EC事業者様向けに消費者を誤認させるような表示の禁止（同法第12条の6）に伴い、消費者庁より「各社カートシステムにおける最終確認画面」に関する周知がなされております。

また、民法では2022年4月1日から成人年齢の引き下げとなりますので、今まで以上に未成年者からの申込にはご注意ください、適切なお対応をお願い申し上げます。

なお、関連法改正に伴うポイントを別紙にまとめております。加盟店各社におかれましては、何卒ご理解の上でご協力いただき、トラブル回避に努めてくださいますようお願い申し上げます。

敬具

-法改正に伴うご対応のお願い-

特定商取引法改正

- 2022年6月1日から施行の改正特定商取引法にて、EC事業者様向けに消費者を誤認させるような表示の禁止（同法第12条の6）の施行に伴い、消費者庁より「各社カートシステムにおける最終確認画面」に関する周知が出されております。消費者が“注文確定”の直前段階で契約事項を誤認なく簡単に確認できるよう表示する必要がありますので今一度ご確認くださいませようお願いします。

<対応が必要な項目>

① 分量	② 販売価格・対価
③ 支払の時期・方法	④ 引渡・提供時期
⑤ 申込の撤回・解除に関すること	⑥ 申込期間（期限のある場合）

詳細は下記 URL（消費者庁）をご参照ください。

<https://www.no-trouble.caa.go.jp/pdf/22020209ac02.pdf>

<https://www.no-trouble.caa.go.jp/pdf/20220209ac01.pdf>

- 消費者苦情の代表例として、消費者からのお問合せにご対応いただける“電話番号の記載がない。電話してもつながらない。”と言ったものがあります。

→ 特商法で規制されている「不実記載」と見做される恐れがあります。

消費者対応の電話番号の周知と適切なご対応・ご協力をお願いします。

民法改正

- 2022年4月1日より成年年齢が引き下げられます。今まで以上に未成年からの申込みにご注意ください。詳細は下記 URL(政府広報)をご確認ください。

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201808/2.html>

- 後払い決済サービスをご利用の際、未成年者は法定代理人（親権者）の同意が必要です。貴社カートシステムにおける“決済選択画面”などの規定文言欄に、以下の文言を掲載いただき、消費者が確認できるようお願いします。

→ 『ご利用者が未成年の場合、法定代理人の利用同意を得てご利用ください。』